

本校生徒の生徒指導に関する規定

1 制服

規定の制服を正しく着用し、常に清潔、端正であること。

- (1) 冬服・夏服・中間服ともに学校指定の制服を着用する。別紙「制服着こなしガイド」に即した着こなしをこころがける。(自身の体調や気候、気温、湿度に合わせた制服を着用する)
- (2) 必ず記名をする。
- (3) 夏服・中間服着用時は、無地で白・黒・紺・灰色・ベージュを基調としたインナーシャツを着用し、見えないうころがける。
- (4) 校外における部活動の応援、資格試験等も原則として制服を着用する。
- (5) 靴下は白・黒・紺・灰色を基調とする。
- (6) タイツ類は無地でベージュ又は黒とする。
- (7) スラックス着用時はベルトを必ず着用すること。色は黒・紺・茶の単色とする。
※制服として販売されていない衣類(靴、靴下、ベルト、インナー、防寒着等)は、制服を着用するうえで、防犯、防寒の観点から制服に合ったものを選定し、着用する。

2 防寒着について

- (1) 冬の制服着用時のみ、防寒着を着用することができる。防寒着は推奨品または市販品どちらでもよい。色は白・黒・紺・灰色を基調とする。
- (2) 室外のみ、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用することができる。

3 通学バッグ

- (1) 通学バッグは登校時に必ず使用し、学校指定のものを使用する。(必ず記名する)
- (2) サブバッグは通学バッグに荷物が入らない場合のみ許可する。

4 履物

- (1) 通学靴は黒の革靴(ローファー)またはスニーカーとする。
※ローファーは推奨品または市販品どちらでもよい。飾りのついているものや、ヒールが高すぎるものは禁止。(市販品は推奨品に準ずる)
※スニーカーは下足ロッカーに入るものとする。色は白・黒・紺・灰色を基調とし、内側に記名すること。
- (2) 校舎内では学校指定の上靴を使用すること。
- (3) 怪我等で靴が履けない場合は、生徒指導部に許可を得ること。

5 頭髪規定

頭髪は制服を着用するうえで「制服着こなしガイド」に沿った形で整え、常に清潔、端正であること。

- (1) 生まれ持った髪色を保つこと。染色、脱色、パーマ等人為的な処理を加えることは禁止する。
- (2) 前髪は、目にかからないこと。
- (3) 頭髪を整えるうえでの装飾品は、黒・紺・茶の単色のゴムまたはヘアピンとすること。
- (4) 眉は自然の状態を保つこと。(継続的に指導を行う)

6 化粧、装飾品等について

- (1) 化粧、カラーリップ、付けまつげ、マニキュア、カラーデザインコンタクト、ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス等は禁止する。
- (2) 日焼け止めは、無色無臭のものを使用すること。

7 所持登校禁止物

- (1) 授業、部活動、行事等に必要のない物は所持登校を禁止する。

8 交通に関する規定について

規則が守れない生徒の許可を停止又は取り消す場合もある。

(1) 自転車通学

- ① 登録制で許可する。(オリエンテーション、自転車点検、保険加入、雨合羽、二重ロック、登録ステッカー)
- ② 夜間は必ず点灯する。
- ③ 運転中の携帯電話や音楽機器の使用は禁止する。
- ④ 運転中の傘の使用は禁止する。
- ⑤ 自転車通学者は、東門側の通行を禁止する。
- ⑥ 正門の下り坂は運転禁止とする。(自転車を押して下りる)

(2) 二輪免許及び自動車免許取得

- ① 自動二輪免許取得は禁止とする。
 - ② 原付免許取得は禁止とする。
- (3) 自動車普通免許取得(準中型自動車免許を含む)は原則として禁止する。
 - (4) 保護者の送迎については、交通事故防止のため東門側のみとし、正門側の送迎は禁止する。

9 携帯電話の使用について

- (1) 校内に持ち込む際は同意確認書を必ず提出する。
- (2) 同意確認書が提出された生徒については、所持登校を許可する。
- (3) 校内では朝礼前に電源を切り、終礼後まで使用しない。貴重品として自己の責任で管理すること。
- (4) 考査時の試験会場への持ち込みは禁止とする。
- (5) 違反行為は発見次第、段階的特別指導を行う。

嘉穂総合高等学校携帯電話等使用規定

所持・使用目的

- (1) 登下校の安全対策として防犯・防災や緊急連絡で使用する。
- (2) 学校の緊急を要する情報や行事の連絡等で使用する。
- (3) インターネット上のルールや情報モラル等を理解し使用する。

使用規約

- (1) 携帯電話等使用同意確認書を提出し許可を得ること。

- (2) 校内では朝礼前から終礼後までは必ず電源を切り、各自で管理すること。
- (3) 学校での充電は厳禁とする。
- (4) 法律に基づき有害サイトを遮断するフィルタリングサービスに加入すること。
- (5) 関連するトラブルについては、保護者の責任で負うこと。
- (6) 考査時の試験会場の持ち込みは禁止とする。
- (7) 不適切な使用や学校の指示に従えない場合は特別指導の対象とする。
(学校生活において、携帯電話等の使用及び着信等による授業妨害や、メールやSNSの送受信を行う等の行為は行わないこと)
※違反した場合は、保護者に連絡のうえ特別指導の対象とする。

10 アルバイトについて

- (1) 原則として禁止する。
- (2) 経済的理由により就学が困難な場合に限り許可する場合もあるが、生活態度、成績等に問題がない生徒を対象とする。
- (3) 学校行事を最優先とする。
- (4) 就労時間は午後9時までとし、立入禁止場所、飲酒が行える飲食店等は避ける。
※ 一年生については、原則として1学期終業式以降から許可する。

11 食堂の利用について

- (1) 他の人に迷惑をかけたり、マナーが守れない生徒は、食堂の利用を一時停止する。
- (2) 利用時間は休み時間と行事等の許可された時間のみとする。
- (3) 食べ歩き厳禁。

12 その他

- (1) 校内での政治的活動は厳に慎むこと。公職選挙法等に違反した場合は懲戒とする。
- (2) エレベータの使用については、原則として禁止する。やむを得ない場合は許可を得ること。災害等の避難時は階段を利用すること。